

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年7月21日 11時10分ごろ
発生場所	兵庫県明石市林崎漁港北西方沖 林崎港5号防波堤灯台から真方位315°1,120m付近 (概位 北緯34°39.1′ 東経134°57.5′)
事故の概要	水上オートバイレッツ及び水上オートバイ ^{アールエックスビー エックス アールエス} RXP-X260RSは並走して遊走中、水上オートバイ RXP-X260RS が左転した際、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ レッツ、0.2トン 240-66789兵庫、個人所有 B 水上オートバイ RXP-X260RS、0.1トン 243-40125岐阜、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 軽傷（船長A） B 重傷（船長B）
損傷	A 左舷船首船底部に破口 B 船首部に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人が操船するB船及び‘別の知人の水上オートバイ’（以下「C船」という。）と3隻で遊走を開始し、船長AがB船の左舷後方間近を並走していたところ、B船が急に左転したので、どうすることもできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船及びC船と遊走を開始し、A船の右舷船首方をA船と並走中、急に左転したところ、船首部がA船の船底部に衝突した。 船長A及び船長Bは、共に救命胴衣を着用しており、衝突後、それぞれ落水し、付近のC船に救助された。
分析	A船は、B船と遊走中、B船の左舷後方間近を並走していたところ、B船が急に左転して接近したことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、A船と遊走中、A船の右舷船首方間近を並走中、急に左転したことから、A船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船及びB船が、並走して遊走中、B船が急に左転して接近したことにより、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、遊走時、近距離で並走しないこと。・ 船長は、変針する際、周囲の状況を見て、他船と接近しないことを確認してから変針すること。・ 船長は、他船と並走の状況である場合、他船が前路に進出した際にも衝突を回避できるように並走の幅を十分に確保すること。